

# 最低賃金

## 成長力底上げ円卓会議が中長期的な引き上げで合意

が予想される。

### 生活保護、高卒初任給、平均賃金の一定割合の3案を提示

合意文書の中で、「生活保護水準との整合性」とあるのは、七月一日に施行された改正最低賃金法で、地域別最低賃金について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化」したことを踏まえたもの。一方、労使の調整が難航したが、「小規模事業所の高卒初任給のもっとも低位の水準との均衡を勘案」との表現だった。

### 初任給の指標で労使が対立

この三案のうち、労働側は、「高卒初任給」の平均への引き上げを主張。議論はこれを軸にすすんだものの、初任給の平均という水準に対しては、中小企業を代表する経営側委員が強く反発したため、規模に関してどの指標を取るかに議論は移った。労働側は指標の一つとして、一〇〇九人規模企業の統計データをあげた。この規模の企業の高卒初任給を時給換算すると七五五円（第一・十分位数、平成一九年度）となり、昨年改定された現行の最低賃金の平均額六八七円（時給）との差は六八円となる。

### 中央・地方での審議の行方に注目

中央最低賃金審議会は六月三〇日に舛添厚労相が最賃の改定を諮問し、審議が始まった。今年の場合、めざすべき水準として「高卒初任給」という中期目標が設定されたという変化だけでなく、生活保護費との整合性などが盛り込まれた改正最低賃金法（七月一日施行）の趣旨をどのように改定の中に盛り込むのかといった課題もある。

中央・地方でどう審議が展開するのかが注目される。いずれにしても、中長期的な最賃引き上げの目標水準の合意がなされたことで、最低賃金を段階的に引き上げていく方向性だけは確認されたといえる。

（調査・解析部）

関係閣僚と労使代表らでつくる政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」（議長＝樋口美雄、慶應義塾大学教授）は六月二〇日、中長期的な最低賃金の引き上げに向けた基本方向を合意した。今後の方向を「賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護水準との整合性、小規模事業所の高卒初任給のもっとも低位の水準との均衡を勘案し、当面五年程度で引き上げること目指し、政労使一体となって取り組む」としている。

### 労使折衝の舞台は中賃審議会に

円卓会議は昨年三月に、政府の「成長力の底上げ戦略」の一環として設置された。そして同年七月に、〇七年度の最低賃金引き上げに当たっては、「従来の延長線上ではない引き上げを促す」ことで合意。中央最低賃金審議会にこの合意内容が反映された結果、昨年の全国平均の最賃改定額は一四円と近年にない高い引き上げ幅となった。

〇六年度の全国平均は前年比で時給五円アップだった。

今年は今後五年でのめざすべき水準として「高卒初任給」という日本語では合意したものの、具体的な水準については、明確にならないままの審議入りとなることから、労使の折衝は難航

が予想される。合意文書の中で、「生活保護水準との整合性」とあるのは、七月一日に施行された改正最低賃金法で、地域別最低賃金について、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化」したことを踏まえたもの。一方、労使の調整が難航したが、「小規模事業所の高卒初任給のもっとも低位の水準との均衡を勘案」との表現だった。

昨年の合意を踏まえて、円卓会議では、今後五年程度を展望した最低賃金の中長期的な引き上げの基本合意をめぐらした。労使や学識者などから出された意見を踏まえて、①「生活保護水準」

②「高卒初任給」③「平均賃金の一定割合」――の三つの考え方が提示された。「生活保護水準」については、平成一八年度のデータによると、全国加重平均の生活保護（生活扶助＋住宅扶助）は七〇二円で、最低賃金額六七三円（時間当たり）を上回っている。「高卒初任給」では二〇〇七年の平均は時給換算で九二七円、もっとも低位の分類では七四〇円という参考数値が示さ

れた。「平均賃金の一定割合」については、二〇〇七年度の時給換算の平均賃金一八一四円に対し、四〇％で七二六円、五〇％で九〇七円となる。

これに対し経営側は、「中小企業の大多数を占め、中小企業基本法の定義に即した『従業員二〇人以下』の小規模企業者」をその指標とするよう主張。

しかし、この規模の高卒初任給のデータがないこともあり、議論は平行線をたどった。その結果、労使の主張のずれの違いを反映し、合意文は、高卒初任給の低位水準を「めざす」とせず、「均衡を勘案して、引き上げることめざす」という表現で落ち着いた。

す」という表現で落ち着いた。

会議終了後、記者会見した連合の高木剛会長は「最低賃金を決める指標の一つとして、高卒初任給を使う考え方が入ったことは一つの前進だ」と評価する一方、「初任給の取り方をめぐる経営側との考え方の違いが最後まで残ったことは、中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の委員に苦勞をかける種を残した」と指摘した。また、大田弘子・内閣府特命担当相は、「これまで、めざすべき水準の議論がないまま、対前年の引き上げだけを議論していた（今回の合意により）どういう水準をめざすべきかの考え方が明らかにされた」と評価した。